

個人再生事件の申立てに必要な書類と費用

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

1 必要書類 ・ 申立手数料等

| | | |
|---|---------------------|---|
| ① | 申立書 | 陳述書・財産目録は千葉地裁の定型申立書に含まれています。 |
| ② | 陳述書 | |
| ③ | 財産目録 | |
| ④ | 債権者一覧表 | 債権者数+1通 |
| ⑤ | 住民票写し | 申立前3か月以内のもの |
| ⑥ | 委任状 | (代理人申立ての場合) |
| ⑦ | 収入を証する書面 | 源泉徴収票過去2年分, 最近の給与明細書3か月分等, 課税証明書過去2年分 等 |
| ⑧ | 財産価格証明書 | 財産目録に記載した預貯金, 貸付金, 売掛金, 退職金見込額, 生命保険解約返戻金, 有価証券, 自動車, 不動産, 敷金等 の金額が分かるもの |
| ⑨ | その他 | 預金通帳等(過去2年分の収支の分かるもの) 所有不動産の登記事項証明書, 固定資産評価証明書 住居の賃貸借契約書 ・ 清算価値チェックシート 可処分所得算出シート(給与所得者再生申立の場合) |
| ⑩ | 宛名シール | 債権者宛各2組 ・ 申立人(代理人)宛7組 |
| ⑪ | 民事再生規則 102条記載の書面 | 各1通 (住宅資金特別条項を定める場合) |
| ⑫ | 手続費用 | 収入印紙 1万円 予納郵便切手 4280円(令和元年10月1日以降) 内訳(94円×30枚, 84円×10枚, 100円×5枚, 10円×10枚, 2円×8枚, 1円×4枚) 予納金 (場合により増減額があります) 代理人弁護士が付いている場合 1万3744円(官報公告料) 代理人弁護士が付いていない場合 21万3744円 (官報公告料+個人再生委員報酬) |

2 書類提出について

- ※ 代理人弁護士が付いていない場合は、個人再生委員用に、申立書及び添付書類の各副本を併せてご提出ください。
- ※ 住宅資金貸付債権の一部弁済許可申立てをする場合は申請書(正/副)をご用意ください。
- ※ 申立書類及び添付資料については、上記のほか添付書類一覧表をご参考の上、提出漏れ等のないようお願いいたします。

問い合わせ先 電話：043-333-5269(個人再生係直通) ファクシミリ：043-225-9090

(R1.9.30)

- ※ 官報公告掲載料金及び郵便料金が令和元年10月1日に改定されるため、手続費用のうち、予納郵便切手及び予納金を改めています。